船橋市ヤングケアラー支援配食サービス (弁当配食型) 事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヤングケアラーのいる世帯に対し、食事を配送する事業(以下、「配食サービス事業」という。)を実施することによって、ヤングケアラー本人及びその家族の身体的・精神的負担の軽減を図ること、支援先である相談窓口につなげることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を 過度に行っていると認められる 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの者又はこれに準ずる者 で、市長が認めるものをいう。(対象世帯)
- 第3条 配食サービス事業を利用しようとする世帯は、配食サービス事業の利用申請前に、 世帯員が本市のヤングケアラーコーディネーターと面談をしなければならない。
- 2 以前に配食サービス事業を利用したことがある世帯は、配食サービス事業を利用することができない。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

(事業の内容)

- 第4条 配食サービス事業の内容は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 配食は週1回とし、連続する8週間のうちの計8日間を上限とする。
- (2) 1回の配食数はヤングケアラーと同一の世帯に属する者の数を上限とする。
- (3) 配食日時は、12月29日から1月3日までを除く日の午後とする。

(利用料)

第5条 配食サービス事業の利用料は無料とする。

(利用申請)

- 第6条 配食サービス事業を申請できる者は市内に居住するヤングケアラーのいる世帯の 世帯員のうち、18歳以上の者とする。
- 2 配食サービス事業の利用を希望する者は、船橋市ヤングケアラー支援配食サービス(弁 当配食型)利用申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

(利用の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、配食サービス事業の利用の可否を決定し、船橋市ヤングケアラー支援配食サービス(弁当配食型)利用可否決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(変更申請)

第8条 配食サービス事業を利用している者は、申請事項に変更が生じたときは、その旨を 船橋市ヤングケアラー支援配食サービス(弁当配食型)利用変更申請書(第3号様式)に より、市長に申請しなければならない。

(変更決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、配食サービ

ス事業の利用変更の可否を決定し、船橋市ヤングケアラー支援配食サービス(弁当配食型) 利用変更可否決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知する。

(利用決定の取消)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他の不正の手段により利用を認める旨の決定を受けたことが明らかになった場合。
 - (2) ヤングケアラーの生活状況等の変化により、利用を継続することが適当でないと認める場合。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附即

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式

船橋市ヤングケアラー支援配食サービス(弁当配食型)利用申請書

船橋市長 あて

配食サービスを利用したいので下記のとおり申請します。

記

生年月日		年	月	日		
配食先住所	₹					
連絡先電話番号						
(配食当日の午後に連絡が						
つく番号をお願いします。)						
配食希望日	(1)	月	日	(5)	月	日
(最大8回)	(2)	月	日	(6)	月	日
	(3)	月	日	(7)	月	日
	(4)	月	日	(8)	月	日
1回の配食希望数						
(世帯員数まで。裏面に世帯						
情報を記入してください。)						
不在時の食事の置き場所						
配食時に注意してほしいこと						

年 月 日

申請者署名	

配食を希望する対象者

名前	申請者との続柄
	申請者本人

【個人情報の取り扱いに関する同意について】

様

船橋市長

船橋市ヤングケアラー支援配食サービス(弁当配食型)利用可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった船橋市ヤングケアラー支援配食サービス(弁当配食型)の利用については、次のとおり決定したので、通知します。

記

申請者氏名		生年月日	
配食先住所			
利用の可否	利用可・利	川用不可	
配食日			
(最大8回)			
1回の配食数			
不在時の食事の受け渡し方法			
その他注意事項等			
(利用不可の場合、利用不可			
の理由)			

って

申請者名		

船橋市ヤングケアラー支援配食サービス(弁当配食型)利用変更申請書

年 月 日付で利用決定のあった船橋市ヤングケアラー支援配食サービス(弁当配食型) について、申請事項に変更が生じましたので、下記の通り申請します。

記

変更が生じた事項	変更前	変更後

様

船橋市長

船橋市ヤングケアラー支援配食サービス(弁当配食型)利用変更可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった船橋市ヤングケアラー支援配食サービス(弁当配食型)の利用変更については、次のとおり決定したので、通知します。

記

申請者氏名	生年月日	
配食先住所		
利用変更の可否	利用変更可・利用変更不可	ī
配食日		
(最大8回)		
1回の配食数		
不在時の食事の受け渡し方法		
その他注意事項等		
(利用変更不可の場合、利用		
変更不可の理由)		